

RYUSHIN After School 入会規約

第1条(目的)

この規約は、学校法人柳心学園が運営する「RYUSHIN After School」にご入会いただく児童及び保護者の方に、円滑な役務(適切な遊び及び生活の場を与え安心安全な放課後を過ごしていただく等)の提供ができることを目的とし、必要事項を定めたものです。

第2条(入会の申込)

「RYUSHIN After School」への入会希望の児童は、保護者により所定の「入会申込書」に必要事項を記入のうえ、提出していただきます。その際に、面談を行い、「RYUSHIN After School」より送付する入会審査決定通知書の通知をもって入会内定となります。内定後、指定日までに入会金を納めていただき、入会契約締結となります。

第3条(入会承認されない場合)

入会希望の児童又はその保護者が、その各号の一つに該当する場合には、入会をお断りすることがあります。

- 1 面談において入会が不適と判断された場合。
- 2 その他、入会によって、「RYUSHIN After School」の業務遂行に著しく支障をきたす恐れがあると判断した場合。

第4条(住所、氏名等の変更届出)

届出済みの住所、氏名、電話番号、連絡先等が変更になったときは、速やかに所定の届出書に変更事項記入のうえ、届け出るものとします。

第5条(退会)

入会契約は、所定の「退会届」を提出することにより、いつでも退会することができます。緊急事由によりやむを得ないときを除き、原則として毎月の15日までに、所定の「退会届」を提出することとします。1日でも利用している月があれば月の料金が発生します。

第6条(休会制度)

家庭都合、あるいは病気等で休会を希望される場合は、緊急事由によりやむを得ないときを除き、原則として前月の15日までに、所定の「休会届」を提出していただきます。ただし、休会期間は1ヶ月とし、それ以上の期間を要する場合には、「退会届」を提出していただくことになります。

第7条(学童の利用停止又は強制退会)

児童又はその保護者が、「RYUSHIN After School」の業務遂行に支障を及ぼし、又は及ぼす恐れがあるとき(利用料のお支払いをしていただけない場合なども含む)、停止理由、停止日、停止期間を当該保護者へ通知し、利用停止させていただくことがあります。また、改善がみられない場合、又は重度の行為と判断した場合には、強制退会の通知をもって「契約の解除」とさせていただきます。

第8条(利用料等)

「RYUSHIN After School」の利用料金等は、別紙「入会のご案内」の通りです。利用料金の日割り計算はしないものとします。

第9条(利用料等の支払方法)

利用料等の支払方法は、毎月20日前後にLINEのメッセージに、ご請求の通知をいたします。月末までに翌月分をクレジットカードや各種QR/バーコード決済にてお支払いいただきます。

第10条(休所日)

日曜日及びゴールデンウィーク、お盆休み、年末年始ならびに祝祭日については、休所日とします。

事前に「入会のご案内」で休所日をご確認ください。なお、その他、学校法人柳心学園行事等でやむを得ない場合は休所とさせていただきます。

第11条(個人情報の使用目的・開示・訂正)

「RYUSHIN After School」が書面等で取得する個人情報の使用目的その他は以下の通りとし、情報の開示や訂正、問い合わせ先については入会規約末尾に掲載します。

- 1 会員の本人確認のため
- 2 入会審査等の手続き
- 3 サービスの提供、イベント、会費等に関するお知らせ
- 4 緊急時の連絡、問合せ、その他諸対応
- 5 その他、会員から得た同委の範囲内で利用

第12条(活動撮影)

学童での活動において、写真撮影、ビデオ撮影をすることがありますが、保護者様のご許可なく外部へ画像や映像が流れることはありません。

第13条(合意管轄裁判所)

児童又はその保護者とRYUSHIN After Schoolの間で、万が一紛争が発生した場合、入会希望の学童保育の所在地を管轄する裁判所を専属的合意管轄裁判所とします。